

2021年5月14日

各位

会社名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス  
代表者名 代表取締役社長・CEO 寺下史郎  
(コード番号: 6035、東証第一部)  
問合せ先 経営企画部長 古田温子  
(TEL. 03-3519-6750)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月10日開催予定の第7期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

当社は、場所の定めのない株主総会の開催を可能とするため、現行定款に第18条（場所の定めのない株主総会の開催）の追加を行うものであります。なお、本定款一部変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年閣法第二三号 なお法案の再提出等により法案番号が変更された場合には変更後の法案番号によるものとします。）が成立し、産業競争力強化法第三章第四節が改正および施行されること、ならびに、当社が、当該改正後の産業競争力強化法に基づき、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件とするものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
(新設)	<u>（場所の定めのない株主総会の開催）</u> 第18条 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
(新設)	以下、条数繰り下げ <u>（附則）</u> 第18条の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年閣法第二三号 法案の再提出等により法案番号が変更された場合には変更後の法案番号による）が成立し、産業競争力強化法第三章第四節が改正及び施行されること、ならびに、当社が、当該改正後の産業競争力強化法に基づき、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。本附則は、第18条の効力の発生日の経過により削除する。

##### 3. 変更の日程

株主総会開催予定日 2021年6月10日（木）  
定款変更の効力発生予定日 2021年6月11日（金）または当社が法案成立後の経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日のいずれか遅い日

以上